

平成29年（2017年）  
第3回定例会

# 議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第56号議案 町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 番号法を引用する部分の号番号を改めます。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律第2条及び同法附則第3条</li></ul>			
問合せ先	総務部 市政情報課長 中島	電話	724-8407

議案概要

議案名	第 5 7 号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例																																									
<p><b>【議案提出の目的】</b> 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ わがまち特例による固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置に関する規定を加えます。</li> <li>○ 法人市民税の法人税割の税率に関する規定を改めます。</li> <li>○ 軽自動車税の環境性能割に関する規定を加え、現行の軽自動車税の名称を種別割に改めます。</li> <li>○ 個人住民税の住宅ローン控除制度の適用期限を 2 年間延長します。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年 3 月 31 日公布)</li> <li>○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成 28 年 11 月 28 日公布)</li> <li>○ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年 3 月 31 日公布)</li> </ul> <p><b>【改正により何がかわるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ わがまち特例(地域決定型地方税制特例制度)による固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置に係る割合を次のとおりとします。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象資産</th> <th style="text-align: center;">特例割合</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産</td> <td style="text-align: center;">2 分の 1</td> <td>従前の特例割合から変更はありません。</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育事業の用に供する固定資産</td> <td style="text-align: center;">2 分の 1</td> <td>2019 年 3 月 31 日までに国の補助を受けたものについて 5 年度分適用します。</td> </tr> <tr> <td>緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地</td> <td style="text-align: center;">3 分の 2</td> <td>2019 年 3 月 31 日までに設置したものについて 3 年度分適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回の特例割合は、地方税法に定める参酌基準と同じ割合としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人税割の税率を引き下げます。(2019 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象法人</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人</td> <td style="text-align: center;">8.4%</td> <td style="text-align: center;">12.1%</td> </tr> <tr> <td>その他の法人</td> <td style="text-align: center;">6.0%</td> <td style="text-align: center;">9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車取得税(都税)が廃止され、新たに軽自動車税の「環境性能割」が市税に導入されます(2019 年 10 月 1 日以後に取得される軽自動車から適用)。併せて、従前の軽自動車税が軽自動車税の「種別割」に名称変更されます。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象車(燃費性能)</th> <th style="text-align: center;">環境性能割</th> <th style="text-align: center;">自動車取得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020 年度燃費基準+20%達成車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準+10%達成車</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準達成車</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td style="text-align: center;">0.8%</td> </tr> <tr> <td>2015 年度燃費基準+10%達成車</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> </tr> <tr> <td>2015 年度燃費基準+5%達成車</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td style="text-align: center;">2%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人住民税の住宅ローン控除制度の適用年度を 2029 年度分まで(2019 年 6 月 30 日までに居住開始)から 2031 年度分まで(2021 年 12 月 31 日までに居住開始)に延長します。</li> </ul>				対象資産	特例割合	備考	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2 分の 1	従前の特例割合から変更はありません。	企業主導型保育事業の用に供する固定資産	2 分の 1	2019 年 3 月 31 日までに国の補助を受けたものについて 5 年度分適用します。	緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地	3 分の 2	2019 年 3 月 31 日までに設置したものについて 3 年度分適用します。	対象法人	改正後	改正前	資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	8.4%	12.1%	その他の法人	6.0%	9.7%	対象車(燃費性能)	環境性能割	自動車取得税	2020 年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	2020 年度燃費基準+10%達成車	0.4%	2020 年度燃費基準達成車	1%	0.8%	2015 年度燃費基準+10%達成車	2%	1.2%	2015 年度燃費基準+5%達成車	1.6%	上記以外の軽自動車	2%
対象資産	特例割合	備考																																								
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2 分の 1	従前の特例割合から変更はありません。																																								
企業主導型保育事業の用に供する固定資産	2 分の 1	2019 年 3 月 31 日までに国の補助を受けたものについて 5 年度分適用します。																																								
緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地	3 分の 2	2019 年 3 月 31 日までに設置したものについて 3 年度分適用します。																																								
対象法人	改正後	改正前																																								
資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	8.4%	12.1%																																								
その他の法人	6.0%	9.7%																																								
対象車(燃費性能)	環境性能割	自動車取得税																																								
2020 年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税																																								
2020 年度燃費基準+10%達成車		0.4%																																								
2020 年度燃費基準達成車	1%	0.8%																																								
2015 年度燃費基準+10%達成車	2%	1.2%																																								
2015 年度燃費基準+5%達成車		1.6%																																								
上記以外の軽自動車		2%																																								
問合せ先	財務部 市民税課長 河井 資産税課長 星野	電話	724-3067 724-2119																																							



議案概要

議案名	第59号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

町田第三中学校区に木曽子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 木曽子どもクラブに関する規定を加えます。(別表第1 関係)

町田市子どもセンター条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
略	略	略	略	略	略
ク ラ ブ	木曽子ども クラブ	町田市木曽東1 丁目6番40号	ク ラ ブ	略	略

- 施行期日

平成30年1月1日から施行します。

問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-4097
------	-------------------	----	----------

## 議案概要

<b>議案名</b>	<b>第60号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例</b>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 子育て世帯に対する支援を目的として、使用者の資格要件を緩和するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市営住宅の入居収入基準における特例の対象となる子育て世帯の入居要件を緩和するため、対象となる子供の年齢を引き上げます。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改正前 小学校就学の始期に達するまでの者</li><li>・ 改正後 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</li></ul></li><li>○ 2017年12月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公営住宅法第23条第1項（入居者資格）</li></ul>			
<b>問合せ先</b>	<b>都市づくり部 住宅課長 窪田</b>	<b>電話</b>	<b>724-4269</b>

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 6 1 号議案 小学校通学路防犯カメラシステム購入</b>		
<b>【議案提出の目的】</b>			
学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全を確保するため、防犯カメラシステム購入に係る物品供給契約を締結するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 町田市立町田第一小学校をはじめ 15 校の通学路上に設置する防犯カメラシステムを購入するものです。			
・記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 75 台 (1 校あたり 5 台)			
設置小学校 (15 校)	町田第一 南第三 金井 小山田南	町田第二 南第四 忠生 小山ヶ丘	町田第五 成瀬中央 忠生第三 相原
			本町田東 南つくし野 山崎
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号 (財産の取得)			
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項 (議決に付すべき財産の取得の基準)			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条 (議決に付すべき財産の取得)			
<b>【契約の概要】</b>			
○ 契約目的	小学校通学路防犯カメラシステム購入		
○ 契約方法	条件付一般競争入札		
○ 契約金額	20,250,000 円		
○ 契約相手方	東京都八王子市高倉町 7 番 10 号 株式会社セキュリティハウス西東京 代表取締役 島村 一郎		
○ 履行期限	契約確定の日から 2018 年 3 月 16 日まで		
<b>【過去の実績】</b>			
○ 2014 年度	記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 5 台 購入 ・契約金額 1,825,200 円		
○ 2015 年度	記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 55 台 購入 ・契約金額 16,810,200 円		
○ 2016 年度	記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 75 台 購入 ・契約金額 22,129,740 円		
<b>【経緯】</b>			
○ 2014 年度から防犯カメラの設置を開始し、2016 年度までに 27 校に設置しました。今回 15 校設置することで全市立小学校 42 校の設置が完了します。			
問合せ先	財務部 契約課長 佐藤 学校教育部 学務課長 峰岸		電話 724-2523 724-2176

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第62号議案 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          金森地区で運行している地域コミュニティバスに使用しているバス車両の老朽化に伴い、バス車両を購入するため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 小型ノンステップバス1台（ディーゼル車、定員36人（乗務員を含む））を購入するものです。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）          ○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準）          ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p><b>【契約の概要】</b>          ○ 契約目的 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入          ○ 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約          ○ 契約金額 20,562,095円          ○ 契約相手方 東京都八王子市左入町52番地          東京日野自動車株式会社 八王子支店          支店長 中村 和兄          ○ 履行期限 契約確定の日から2018年3月16日まで</p> <p><b>【過去の実績】</b>          ○ 2006年度 小型ノンステップバス（天然ガス車）2台購入          ・契約金額 50,986,509円          ○ 2014年度 小型ノンステップバス（ディーゼル車）1台購入          ・契約金額 20,548,250円          ○ 2016年度 小型ノンステップバス（ディーゼル車）1台購入          ・契約金額 20,158,285円</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 契約課長 佐藤          都市づくり部 交通事業推進課長 岩岡</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523          724-4260</p>

議案概要

議案名	第63号議案 2017年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事請負契約
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

防災行政無線設備における子局設備を更新し、無線通信方式のデジタル化を図るとともに市全域における適正配置を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

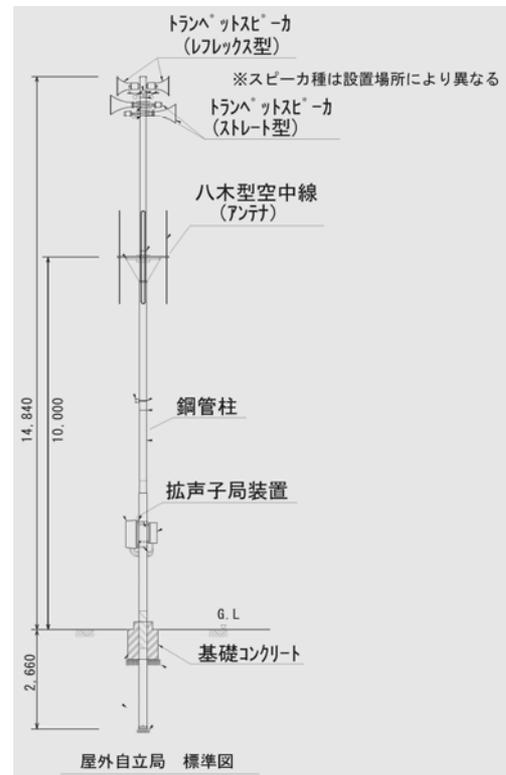
町田市防災行政無線設備（デジタル同報系子局設備）の設置及び既設設備撤去一式並びに戸別受信機の更新をするものです。

・ 子局設備

親局からの操作により、中継局からの電波を受けてスピーカーより拡声します。  
 屋外自立局 56局（更新48局、新設8局）  
 屋上設置局 9局（更新）

・ 戸別受信機

親局からの操作により、中継局からの電波を受けて戸別受信機本体のスピーカーより拡声します。  
 戸別受信機 176機（更新）



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 2017年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 316,440,000円
- 契約相手方 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号  
株式会社 協和エクシオ  
代表取締役 小園 文典
- 工期 契約確定の日から2018年3月16日まで

問合せ先	財務部 契約課長 佐藤	電話	724-2523
	財務部 営繕課長 田中		724-1293

議案概要

議案名	第64号議案 町田市民フォーラム共有床の買入れについて
-----	-----------------------------

【議案提出の目的】

町田市民フォーラムの共有床（地上3階・4階部分）のうち、地権者と合意に至った持分についての買入れを行うものです。

【議案の内容】

- 買入れ所在地 町田市原町田四丁目1番1（地番）  
サウスフロントタワー町田（RC地上30階／地下3階建て）のうち、町田市民フォーラムの共有床（地上3階・4階部分）の一部
- 買入れ価格合計 708,000,349円（税込）
- 買入れ相手方 3階共有床 地権者2名、4階共有床 地権者2名 合計4名
- 買入れ予定日 2017年8月

	階数	対象面積（各階共有床割合）	買入れ価格（税込）
地権者①	3階	406.70㎡（22.40%）	193,735,823円
地権者②	3階	188.80㎡（10.40%）	89,936,866円
地権者③	4階	639.30㎡（33.38%）	304,537,280円
地権者④	4階	251.47㎡（13.13%）	119,790,380円

※共有床面積合計 3,730.58㎡（3階：1,815.47㎡、4階：1,915.11㎡）

※今回の買入れで、町田市の所有面積は、2,951.13㎡（79.1%）になります。

【議案の法的根拠】

- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）

【経緯】

- 1999年の竣工時から地権者と使用賃貸借契約を締結し、3年ごとに賃料改定を行い、現在6期目です。今後、賃貸借契約を継続し、賃借料を支払い続けた場合と買入れを行った場合を比較検討した結果、2033年に経費が逆転するため、合意に至る持分から順次、買入れを行うものです。2010年度の包括外部監査にて、指摘された事項です。



案内図



3階平面図

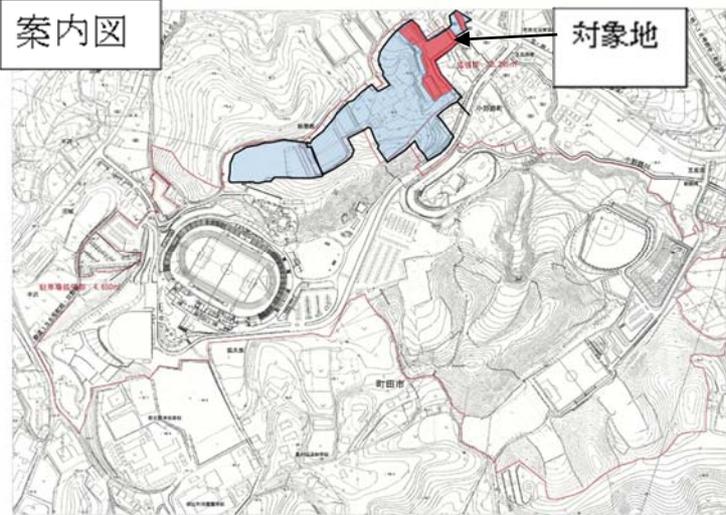


4階平面図

= 共有部分

問合せ先	市民部 市民協働推進課長 若林	電話	724-4358
------	-----------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第65号議案 土地の買入れについて</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>第二次野津田公園整備基本計画において将来像として掲げた「自然の中で楽しむ総合スポーツパーク」を目指して整備するため、町田都市計画公園第5・5・5号野津田公園用地5,635.58㎡を取得するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 買入れ所在地</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町田市小野路町 1206 番 2</li> <li>同所 1207 番</li> <li>同所 1208 番 1</li> <li>同所 1212 番</li> <li>同所 1213 番</li> <li>同所 1221 番 2</li> <li>同所 1221 番 3</li> <li>同所 1222 番 2</li> <li>同所 1360 番 1</li> </ul>			
<p>(計 9 筆)</p>			
<p>○ 買入れ面積 5,635.58㎡</p>			
<p>○ 買入れ価格 166,561,463 円</p>			
<p>○ 買入れ相手方 千代田区富士見二丁目 13 番 3 号 株式会社KADOKAWA</p>			
<p>○ 買入れ予定日 2017 年 10 月</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）</p>			
<p>案内図</p> 		<p>公図写</p> 	
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 公園緑地課長 杉山</p>		<p>電話 724-4397</p>

議案概要

議案名	第66号議案 土地の買入れについて
-----	-------------------

【議案提出の目的】

地域に残された貴重な緑を保全するため、鎌倉街道小野路宿ふるさとの森用地 9,440.58 m<sup>2</sup> を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ所在地
  - ・町田市小野路町 4145 番 1
- 買入れ面積                    9,440.58 m<sup>2</sup>
- 買入れ価格                    29,265,798 円
- 買入れ相手方                地権者 2名 (2名共有地)
- 買入れ予定日                2017年9月

【議案の法的根拠】

- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 杉山	電話	724-4397
------	------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第67号議案 忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟提起について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟提起をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 忠生土地区画整理事業保留地従前地所有者に対し、次の点を求めて、訴えを提起します。          ・ 忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金として9,207,656円の支払</p> <p><b>【議案の法的根拠・積算根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</p> <p><b>【経緯】</b></p> <p>○ 2010年12月7日、忠生土地区画整理事業の保留地において陥没が発生しました。現地を試掘した結果、当該箇所は過去井戸であり、その井戸を埋め戻す際にコンクリートがら等を使用するなど、不適切な工法を行なったため陥没が生じたものと考えられます。当該箇所は、従前地所有者に井戸の埋め戻しを含む整地工事の補償費を市が支払っていたため、陥没箇所の是正工事の対応を要請してきました。しかし、従前地所有者の所在が確知できないことから、市が代理で工事を実施しました。その後2015年5月に従前地所有者を確知できたため、補修工事費及び保留地購入者が土地を使用できなかった期間の土地借上げ費用を請求しましたが、1年以上経過後も納付が無いため、訴訟提起をするものです。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 地区街づくり課長 平本</p>	<p>電話</p>	<p>724-4266</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 6 8 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          開発行為により築造された道路及び道路台帳図を作成した道路を市道として認定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 町田 910 号線その他の合計 17 路線 総延長 1,103mを市道として認定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 6 9 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          道路として機能のない路線を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 南 518 号線その他の合計 3 路線 総延長 270mの市道を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課          許認可・用地管理担当課長 水野</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第70号議案 南大谷学童保育クラブの指定管理者の指定について									
<p><b>【議案提出の目的】</b> 南大谷学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          法人名 特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会          理事長 三階 広明          所在地 町田市中町一丁目 19 番 5 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・学童の保育に関する業務          ・学童の特別保育に関する業務          ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間          2018年4月1日から2021年3月31日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">所在地/小学校区</th> <th style="width: 30%;">延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">南大谷学童保育クラブ</td> <td style="text-align: center;">町田市南大谷 811 番地 1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">245.47 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南大谷小学校</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地/小学校区	延床面積	南大谷学童保育クラブ	町田市南大谷 811 番地 1	245.47 m <sup>2</sup>	南大谷小学校
名称	所在地/小学校区	延床面積								
南大谷学童保育クラブ	町田市南大谷 811 番地 1	245.47 m <sup>2</sup>								
	南大谷小学校									
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定）</p>										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-2182							

議案概要

議案名	第 7 1 号議案 南大谷子どもクラブの指定管理者の指定について								
<p><b>【議案提出の目的】</b> 南大谷子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          法人名 特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート          理事長 内田 延子          所在地 町田市玉川学園二丁目 3 番 37 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・子どもクラブの事業の実施に関する業務          ・子どもクラブの使用の承認に関する業務          ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間          2018 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南大谷子どもクラブ</td> <td style="text-align: center;">町田市南大谷 264 番地</td> <td style="text-align: center;">360.00 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地	延床面積	南大谷子どもクラブ	町田市南大谷 264 番地	360.00 m <sup>2</sup>
名称	所在地	延床面積							
南大谷子どもクラブ	町田市南大谷 264 番地	360.00 m <sup>2</sup>							
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項（指定管理者の指定）</p>									
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-4097						

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第72号議案 木曾子どもクラブの指定管理者の指定について</b>								
<p><b>【議案提出の目的】</b> 木曾子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          法人名 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ          代表理事 藤田 徹          所在地 豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・子どもクラブの事業の実施に関する業務          ・子どもクラブの使用の承認に関する業務          ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2018年1月1日から2022年3月31日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木曾子どもクラブ</td> <td style="text-align: center;">木曾東一丁目6番40号</td> <td style="text-align: center;">468.77 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地	延床面積	木曾子どもクラブ	木曾東一丁目6番40号	468.77 m <sup>2</sup>
名称	所在地	延床面積							
木曾子どもクラブ	木曾東一丁目6番40号	468.77 m <sup>2</sup>							
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市子どもセンター条例第10条第3項（指定管理者の指定）</p>									
<b>問合せ先</b>	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	<b>電話</b>	724-4097						

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第73号議案 金森市民住宅外1箇所の指定管理者の指定について</b>																				
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  金森市民住宅及び忠生市民住宅を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>                  市民住宅は、市営住宅（シルバーピア住宅）に入居する高齢者等の自立生活を支援する生活協力員の住戸として、市営住宅と一体で建設したものです。市営住宅は、公営住宅法に基づく管理代行制度により、管理運営を行っておりますが、市民住宅は公営住宅法に基づく住宅ではないため、指定管理者を指定するものです。</p> <p>○ 指定管理者候補者                  法人名 東京都住宅供給公社                  理事長 安井 順一                  所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目 53 番 67 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務                  ・ 市民住宅及び共同施設の設備の維持管理に関すること                  ・ 市民住宅及び共同施設の適正な使用の確保に関すること                  ・ 駐車場の使用に関すること</p> <p>○ 指定管理期間                  2018年4月1日から2023年3月31日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金森市民住宅（2戸）</th> <th style="text-align: center;">忠生市民住宅（3戸）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">町田市金森東三丁目7番</td> <td style="text-align: center;">町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">敷地の面積</td> <td style="text-align: center;">11,612.11㎡ (金森市営住宅全体敷地面積)</td> <td style="text-align: center;">12,978.65㎡ (忠生市営住宅全体敷地面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の構造</td> <td style="text-align: center;">耐火4階建 (金森市営住宅全体)</td> <td style="text-align: center;">耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の面積</td> <td style="text-align: center;">68.45㎡（1戸あたり）</td> <td style="text-align: center;">65.40㎡（1戸あたり）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の開設年月</td> <td style="text-align: center;">1996年6月</td> <td style="text-align: center;">2001年4月</td> </tr> </tbody> </table>				名称	金森市民住宅（2戸）	忠生市民住宅（3戸）	所在地	町田市金森東三丁目7番	町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1	敷地の面積	11,612.11㎡ (金森市営住宅全体敷地面積)	12,978.65㎡ (忠生市営住宅全体敷地面積)	施設の構造	耐火4階建 (金森市営住宅全体)	耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)	施設の面積	68.45㎡（1戸あたり）	65.40㎡（1戸あたり）	施設の開設年月	1996年6月	2001年4月
名称	金森市民住宅（2戸）	忠生市民住宅（3戸）																			
所在地	町田市金森東三丁目7番	町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1																			
敷地の面積	11,612.11㎡ (金森市営住宅全体敷地面積)	12,978.65㎡ (忠生市営住宅全体敷地面積)																			
施設の構造	耐火4階建 (金森市営住宅全体)	耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)																			
施設の面積	68.45㎡（1戸あたり）	65.40㎡（1戸あたり）																			
施設の開設年月	1996年6月	2001年4月																			
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）                  ○ 町田市特定公共賃貸住宅条例第34条第3項（指定管理者の指定）</p> <p><b>【過去の実績】</b></p> <p>○ 東京都住宅供給公社は、2009年4月1日から2013年3月31日までの4年間、及び2013年4月1日から2018年3月31日までの5年間、指定管理者として指定されております。                  ・ 2016年度指定管理委託料：3,803,436円（契約額）                  ・ 2017年度指定管理委託料：2,874,420円（契約額）</p>																					
<b>問合せ先</b>	<b>都市づくり部 住宅課長 窪田</b>	<b>電話</b>	<b>724-4269</b>																		